

会社標本調査の見直し について

● 会社標本調査の見直し

「第1回国税庁所管統計の整備に関する検討会」の「会社標本調査の課題・検討の方向性」において示した検討項目の内、「税務行政のICT化を踏まえた、データ活用による統計精度の向上」及び「社会経済の変化に伴う企業変化への対応」について、以下のとおり検討を進めている。

① 統計精度の向上の観点から、データによる全数取得が可能な項目の全数調査化と、e-Taxデータの更なる活用を検討

- 調査項目の内、法人税確定申告書別表第1から取得可能な、「営業収入金額（売上金額）」、「資本金額」、「所得金額」、「法人税額」、「所得税額控除」、「外国税額控除」、「繰越欠損金額」等について、全数調査化を検討。
- 平成21年度から国税電子申告・納税システム（e-Tax）を利用して、法人税確定申告書を提出した法人について標本法人とすることで、標本サイズを大幅に増加させている。



- ✓ 令和2年4月1日以後開始事業年度分から、資本金の額等が1億円超の内国法人（連結納税を適用している場合は連結親法人の資本金で判断）や相互会社等については、e-Taxによる申告が義務化されており、更なる標本サイズの増加が見込まれることから、e-Taxデータを活用した統計精度の向上を検討。

② 資本金階級区分に加え、法人規模を測る新たな階級区分を検討

- 資本金 1 円会社の解禁以降、資本金100万円以下の法人は、増加傾向にあるとともに、近年では、持株会社や資産管理法人等の利用が活発であり、資本金は低額ながら、高額な営業収入や税額控除を計上する法人も多数存在。また、税制上の中小企業に該当する資本金 1 億円の企業においても、上場企業と遜色ない売上を計上する企業が存在。
- そのため、資本金階級区分に加え、法人規模を測る新たな階級区分を検討。



- ✓ **新たな階級区分として、「売上金額」と「従業員数」による階級区分を検討。**
- ✓ **「売上金額」については、変動が大きく、調査年によって所属階級区分が異動し、各調査項目について前年との接続性が損なわれることが想定。**
- ✓ **「従業員数」については、法人規模を測る指標として有効であると考えられる。**
 - **「従業員数」を新たな階級区分とする場合の課題の検討。**